

# 「あるかもしれない」時を求めて—カナダ・モントリオール在住国際結婚のケース・スタディ\* (後編)

嘉本伊都子

## 要 旨

1991年のバブル経済崩壊後、海外における日本人の結婚のうち、日本人女性と外国人男性による婚姻は増加している。2003年では、7割弱が日本人女性と外国人男性の結婚である。1985年の国籍法改正は、日本人女性が産んだ子どもにも日本国籍選択の可能性をもたらした。この改正国籍法の変化が、日本人女性による子どもたちのエスニック・アイデンティティ継承への姿勢に影響をもたらしたのではないか、という視点の研究は皆無である。本研究は、1990年代にカナダで国際結婚をした日本人に、日本人としてのエスニック・アイデンティティを継承させようという動きが見られるにもかかわらず、子どもによる日本国籍選択の可能性は低いことを示す。2005年3月にモントリオールにおいて実施したインタビュー調査を用い検証する。

キーワード：国際結婚、TCK (サード・カルチャー・キッズ)、国籍選択

## はじめに

本稿は、『現代社会研究』Vol. 9 (2006年12月26日発行) に掲載された拙稿「『あるかもしれない』時を求めて—カナダ・モントリオール在住国際結婚のケース・スタディ (前編)」の続き、すなわち、後編である。

### 2. 4. 継承言語とエスニック・リテンション

#### 2. 4. 1. 複数のエスニック継承言語教育機関の存在

モントリオールには、エスニック継承言語としての日本語ならびに日本文化の理解を深めようとする教育機関が、日本語補習校と日本語センターの2種類ある。

ミミさんは、長男を日本語補習校に通わせている間に、就学前の5歳の娘を1ヵ月間、日本語センターに通わせた経験がある。日本語センターは「圧倒的にこちらで生まれたハーフの子」が多いという。5歳児のクラスは、2時間、よみかき、ひらがな、ゲーム、カルタなどをしたそうだ。さらに、大学時代に日本語を勉強した夫は、概念はわかるが話せないという状態だっ

---

\* 平成17年度京都女子大学研究費助成「日系国際結婚家族における子女のエスニック・アイデンティティと国籍選択：TCK理論の観点からの分析」(研究代表者嘉納ももとの共同研究)の成果の一部である。

たので大人の日本語を学習するクラスに「お父さんも一緒に入れてやったんですけど」、夫は気に入らなかったようだ。日本語補習校と日本語センターを比較すると、補習校に子どもを通わせている母親からみて「格がもう全然違う」という認識がある。長男を先に日本語補習校に入れていたので、その落差が受け入れられなかったという。

補習校とセンターが「格が違う」とする理由は、日本語補習校は、「日本に帰国する人を対象にしており、日本の義務教育を終わらせ、日本の教科書を使い、教員免許を持った先生が教えてくれ、9時から3時半という時間も長く、日本の規則にしたがっている」というカリキュラムと、日本の教育の徹底という点が協調された。

ミミさんのように、非日本人配偶者を、学齢期の前の子どもと一緒に日本語センターに通わせていると述べたケース1のHさんは、その理由を母子が会話する日本語を、少しでも理解したいという夫の自発的な思いからであると答えた。ミミさんは、日本語センターは、母親同士のコミュニケーションを図ったり、友人を作るといった役割があり、意味があると述べた。

学童期の子どもたちも日本語センターに通うことができる。しかし、日本語センターの大きな役割は、就学前の子どもたちを2時間ではあれ、幼児部のプログラムが組まれていることであろう。幼い子どもを抱える母親の情報交換、息抜きのもととしても役割がある。日本人駐在員家庭の母親（JJ-3）も、カナダに来た当初は、日本語センターで友人を作り情報を得たと述べていた。国際結婚であれ、ビジネスでカナダに駐在する日本人家庭であれ、特に就学前の子どもがいる家庭は、日本でも海外でも母子密着型の空間が家庭に限定されがちである。異国の地でネットワークを形成するためにも、また、情報交換の場としてセンターならびに補習校は、在外邦人を含む家庭にとって重要な機能を果たしているといえるだろう。

国際結婚をし、子どもがいる家庭でも、日本語補習校にもセンターにも「入れない層」があるという。セイコさんも「金額的に高いのもあるし、あとやっぱりこれられない、遠くてこれられないとかね。でも私はここにいるんだから日本語は私だけで大丈夫ってポリシーの人。それはいろいろ各個人で違うからね。だからいっぱいいると思う」と付け加えた。日本語補習校に来ている国際結婚家庭は、「やっぱりある程度教育もきちんとしている、バックグラウンドも家族もいいところからきている人たち」であり、「本当に苦しい立場になっちゃった人の話は入ってこない」という。

ケース2で紹介したように、事情があって日本語センターには通わせているが、日本語補習校は断念せざるを得ない人、あるいは、ケース3のUさんのように、補習校にもセンターにも通わせないで、「日本語は、私が教える」というポリシーの人もある。この二つのケースとも、日本人女性は、日本の大学院を修了はしていないにしても、入学はしている高学歴女性である。必ずしも「入れない層」が、女性の学歴という点で低いとはいえない。どちらも仕事を継続していない点から考えると、何かがあったときに「本当に苦しい立場」になることがありえるかもしれない。しかし、その立場をどう切り抜けるかは、彼女たちがカナダでのネットワークをどの程度形成しているかどうかにかかっているのではないと思われる。その点、日本語補習

校および日本語センターで課せられる保護者の役割分担を遂行していく過程のなかで培われている一種の連帯感が、何かがあったとき、威力を発揮するのではないかと考えられる。

日本語補習校に通うことはある種のステータスでもあるようだ。ミミさんの例からもわかるように、夫がマイノリティ文化であり言語である日本語のリテンションに理解を示すだけでなく、経済的負担を援助する、車を運転するなど、実質的な協力が無い限り日本語補習校に通うことはできない。日系国際結婚家庭の中でどれだけの割合が、日本語補習校、ないし日本語センターに子どもたちを通わせることができているかというデータについては入手できなかった。日本語補習校に子どもを通わせる日本人母親の社会・経済的屬性に大きな差がないのは、カナダの国際結婚家庭の中でも意識面も含め、「苦しい立場」にはいないグループに属している可能性があるからであろう。

複数のエスニック継承言語教育機関の存在は、家庭の事情を考慮したうえでの選択を可能にしていた。もちろん、子どもたちのエスニック・アイデンティティの保持に役立っていることは明らかである。さらに、国際結婚家庭の中でも、同じような年代、あるいは同じような考え方の日本人グループがあちこちでできることによって、「居場所」をつくることができている。ただし、日本人女性の独特な、あるいは、「公園デビュー」という言葉で想起されるような、排他性の高いものではないようだ。

増加する国際結婚カップルとその子どもたち、「出たり入ったり」が繰り返されることもある日本人駐在員の母親の存在や、カナダ全体が多文化的な、異質の存在がいて当然であるという環境であること、さらにカナダ全体からみるとマイノリティ言語であるフランス語が公用語としてマジョリティであるモントリオールで、エスニック・リテンションに関してはカナダの他の地域より理解が得られやすい環境であるという複数の要因が、複数のエスニック継承言語教育機関の存在を可能にしていると考えられる。

#### 2. 4. 2. エスニック継承言語教育機関の利用を可能にしている要因

カナダでも英語圏の大都市トロントは日本語の教育機関のオプションが多い。トロントと比較すると、フランス語圏のモントリオールには、日本語補習校か、センターかという2つのオプションしかない。だが、ケベックには、オプションが何もないという現実がある。ケベック州の州都であり行政機関が集中するケベックから、毎週車で通うミミさんは、朝6時15分に出発し、9時前にモントリオール日本語補習校に到着する。補習校は9時から15時30分までであり、それから帰路も2時間半かかる。ケベックでも、1995年生まれの子どもたちから国際結婚による子どもの数は増えている。ケベックのある学年で国際結婚の子どもが3人いるが、「学費プラス交通費プラスその労働力」がかけられないため、断念しているという。

ミミさん自身が9時から5時までフルタイムの仕事に従事しているため、母親の努力だけでは日本語を維持するのは、限界がある。幸い、フレンチ・カナディアンである夫はモントリオール出身で、昼間に夫側親族の家に立ち寄ることができるという「融通が利く」。ミミさん

の就労は、母と子の接触時間を短くするというデメリットがあるものの、メリットもある。それは、主婦業に専念している日本人母親とは異なり、「毎週バスで通ってたら大変なんで、それを思えば、小遣いを渡すぐらいなんでもないですよ。そういうのはしてますけど」と、夫の協力を得るために「アメとムチ」を使い分ける。こうして往復5時間の車の運転という夫の協力を自らの稼ぎからひきだしている。

国際結婚の日本人女性配偶者の中で、自らの収入があると答えたのは、ミミさんを含め3人いるが、小遣いを渡すことによって協力を引き出していることを明言したのは、ミミさんだけであった。収入を得ていない日本人女性が、外国人配偶者である夫から協力を得ることは、よほど夫の理解がないかぎり、ミミさんのような強い立場にでることは不可能であることが予測できる。ミミさんのように、ウィーク・デイは9時から5時まで働き、毎週土曜日、往復5時間の道のりを、子どもの教育に費やすのは、並大抵ではないことがわかる。

国際結婚家庭におけるエスニック・リテンションを維持できる環境は、暮らしている地域に、日本語・日本文化教育機関があるかないかが、日本人を含む家庭において、どのように子どもに日本語を継承するか、日本の教育を継承することができるかを左右する。地理的要因が問題にならない場合でさえ、非日本人親またはその親族の理解と協力がなければ、そのような機関に通うことができない。さらに、経済的負担と交通手段などもある。何より、それらをクリアしてまで子どもたちに教育を与えようとする強い意志がなくては継続できないことがわかった。

#### 2. 4. 3. 多様な文化的背景をもつ子どもたち—複合的な準拠枠と主体的判断

なぜ日本語補習校に通わせるかという理由は、ひとつではなく、複数の理由をそれぞれが述べた。その際に、多様な文化的背景の子どもの存在やその子の経験が、自らの子どもへの教育を決める主体的な判断を決める準拠枠となっているのではないかという結論を得た。そこで、以下、例として出された、子ども（一部はすでに成人している）を、その文化的背景別に列挙しながら考察していく。

##### (1) 国際養子と国際結婚の子ども

往復5時間をかけて毎週、子どもたちを補習校に連れてくるミミさんが、なぜそこまでして、子どもたちに日本語を維持してもらいたいという理由は、まず第1にケベックでは環境がモントリオールとは異なり、オプションがないことであった。第2に、子どもたちのアイデンティティ問題であるという。子どもの外見が「日本人に最近見られがちなんです。アジアチックに見られるんですけど、ただ、養子の子とはまた違うわけで、そういう面でもやっぱり、補習校に入れるしか、うちの場合は。やっぱ日本語も教えられないし、自分の自我に関する目覚めがあるにしても、ほかの存在がない。たとえばモントリオールだったら、たとえばセンターがあったりとか、ほかの方法があるかもしれない。ただほんとに日本人が少ない街で、外国人自体が少ない街なんで、他にないですね。」と述べた。ケベックでは、フランス系白人のカナディアンがマジョリティであり、ハーフの子は少なく、東洋人の子は国際養子の子ばかりであ

るといふ。その国際養子とは異なり、片方の親が日本人であるというアイデンティティを維持してほしいこと。また、そのアイデンティティを保つためにも同じ境遇にある子どもたちが多い日本語補習校に通うことの意義を感じている。

## (2) 帰国子女との比較

セイコさんは、日本にいるときなぜ帰国子女は頭がいいのだろうと思っていたそうだ。実際、自分の娘を日本語補習校に通わせて見ると、現地校に通い宿題をし、さらに日本語補習校に通い1年間のうちわずか40日間で日本の1学年のカリキュラムをマスターしなければならないという過酷なスケジュールを目の当たりにする。帰国子女の友人が「だって私は小学校のときに勉強したもん」という言葉が、海外で暮らしてみてもわかったという。日本語補習校だけでなく、公文など通信教育を日本人家庭の子どもたちはしており、現地の子どもは挫折しても、日本人の子どもはやめないと語った。

自分の友人であった帰国子女の経験をポジティブに捉え直し、日本人の親として国際結婚をして生まれた自分の娘にも同様の環境を与え、「国際人として生きていく」下地を作ろうという動機になっている点は、とても興味深い。なぜなら、日本語補習校はもともと帰国することが前提の駐在員家庭のためだったものが、その機能を変質しつつあるという点を、相対化できるからだ。この点については後ほど詳述したい。

セイコさんに限らず、これは複数のカナダで国際結婚をしている日本人女性の「語り」のパターンとして、カナダにおける多文化教育と、外国語が他にも理解でき、話せることは子どもたちにとって自慢になり、異なる文化や言語を知っている子どもを尊敬する雰囲気があるという。様々な文化的背景をもつ子どもたちが身近にいることで、日本人としてのエスニック・アイデンティティを継承させようとする行為を容易にさせる要因にもなっていると考えられる。

## (3) 大人になった元海外子女と大人になった国際結婚の子ども

Mさんの長男は10歳、長女は8歳で、日本語センターに通っていたが、4月から日本語補習校に通う予定という。フランス系カナダ人の夫がパートナーで、大学時代日本語を勉強し、日本での滞在経験があり、日本語を継続することが大切であるという理解がある。しかし、夫が子どもたちに日本語で話しかけると子どもたちは「だめ」と拒否をし、フランス語で返事をするという。この子どもたちの反応について、外人顔で日本語をしゃべられると、頭の中でコンフューズ（混乱）するようだと母親は観察している。

日本語は母親が、フランス語と英語は父親が教えるという分担ができていたが、その教え方は異なるという。日本式のスパルタ教育方式で教えた場合、10のうち、7つ子どもができたとなると、日本人の母親である自分は、「どうして3つができないの？」と子どもに迫る。しかし、カナダ人夫「7つできて良かったね」という。日本語を継続することが大切なのであって、毎回10全部できなくてもよいというのが夫の方針であるという。しかし、Mさん自身は弁護士をしている友人の両親が、日本式にスパルタで教育してくれたために、今の地位を築くことができたので、友人は両親に感謝しているという話を例にあげ「日本人が美徳として持ってい

たその、日本式の方法も間違いじゃないんだな」と思うようになったという。また、バンクーバーの友人で、日本人女性とカナダ人男性の子どもは、日本語で話していたが、途中で日本語をやめてしまったという。その子どもは外見は日本人にみえるので「何であるとき止めちゃったの？」と日本人の母親は後悔しているという。将来Mさんの子どもが「なんで日本語しゃべんないの？」と周囲から聞かれると、嫌な思いをするであろう。日本語を話すことができる状態になるために、現在スパルタ式で教えていても、「日本語ができる自分」を維持していれば、将来「なんでこんなことしたの！」と母親に対して思わないと信じていると語った。むしろ、そう信じていないとやってられないという。Mさんは、日本人の独特の考え方は自分たちが受けてきた教育からきていると思うと言い切る。

Mさんの場合、夫が大学時代に苦労して日本語を学んだ経験がある。それゆえに、マイノリティ言語の日本語を習得するのに理解がある。しかし、その教育にあたる姿勢は、根本から異なっている。彼女の言葉を借りるならば「スパルタ式の日本の教育方法」を、続けていくという決意を促しているのは、外見は日本人に見えながら、日本語が中途半端な状態の同じく国際結婚した家庭の子どもと、海外でも日本式に教育し続けた親をもつ子どもの例を比較した結果である。こうして最終的に自分自身の判断を下している。

#### (4) 日本にあるインターナショナル・スクールを卒業した日本人の子ども

日本語の継承にこだわる傾向が強く日本語補習校に通わせているという行動とは反対のパターンについて、投げかけてみた。すなわち、日本在住で、日本人の両親の間に育ちながらアメリカなど英語系のインターナショナル・スクールに通わせることについてどう思うかを聞いてみた。実際にそのようなケースの子どもを知っている女性は、次のように観察している。日本人の両親は「育ちのいい家庭」で、子どもをインターナショナル・スクールに通わせた。しかし、日本語の読み書きができないと日本では結局使い道がなく、苦労しているという。その子どもはカナダに在住している。その子の日本語会話能力は込み入った話になると、単語にフランス語や英語がまじる。読み書きはおそらく補習校の小学校3、4年レベルではないかという。日本国籍でありながら、日本の企業にも行けないというのはアイデンティティの問題も起こりうる。日本語でも英語でも「しゃべってるからといって親が許しちゃうと、結局英語もあんまり使えないみたい。私は賛成じゃない」と言い切った。どの言語であれ、読み書き能力の重要性を認識していることがわかる。

#### (5) 日本語補習校に通う両親とも非日本人の子ども

日本語補習校にも、日本人親がいない家庭の子女もいる。卒業生で、カナダ人男性の父、韓国人女性の母を両親にもつ、優秀な子どもがいた。2005年現在も、両親とも中国人の子どもが在籍しており、日本に3年ほど暮らしていた。いわゆる「在日」ではなく、両親の仕事で、日本での滞在経験があったことが大きいのではないかという。その日本語の作文は、「見せてあげたいほどすばらしい作文」であり、漢字は中国人なので得意かもしれないが、親が宿題を手伝えないことを考えると、本人が優秀だという評価をしている。そして、このような子どもた

ちの存在は「励みになる」という。

以上、「語り」の中に、(1)から(5)までの多様な文化的背景をもった子どもたちの経験を日本人母親が、準拠枠としてもち、それらを相対化しつつ、あるいは夫との教育観の違いを認識しながらも子どもの教育を主体的に選んでいることがわかる。国際養子との差異化、帰国子女の友人の言葉、海外子女が受けてきた教育、同じく日本人とカナダ人の国際結婚家庭の子どもの日本語教育の挫折、インターナショナル・スクールに通わせた日本人の子どもの言語運用能力などという比較の対象が周囲にいる。国際結婚カップルが1990年代に急増したことは、互いの情報交換のみならず、先輩である国際結婚カップルの子どもの教育、帰国子女・海外子女の経験を見聞きしながら、自分なりに判断できている。これは、筆者が予期していなかったファインディングスの一つであり、TCKの観点から分析をする上で重要であるといえるだろう。

#### 2. 4. 4. 国際結婚家庭の子どもたちに「必要な教育」とは何か

日本語補習校はもともと帰国することが前提の駐在員家庭の子どものための教育機関であった。しかし、その機能が変質しつつある。3人の同じ立場にある日本人女性が、「あれは劇的だった」と評する、日本語補習校の総会で決まったことを語りはじめた。総会に参加するのは、役員と父兄で、教員は参加しないそうだ。過去1年にしてきたことの見直しと、新しい年度に向けての話し合いのなかで、留年制度が導入されたことが画期的であったという。

日本人家庭の海外子女と国際結婚家庭の子どもたちの割合が、小学校1年、2年のクラスでは半々、帰国する日本人家庭の子どもの除くと9人中7人は「ハーフ」という状況であるという。セイコさんの観察によれば、彼女がカナダに来たのが1991年で、そのころは国際結婚家庭の子どもは少なかったそうだ。ワーキング・ホリデー制度や交換留学等してくる日本人が増加すると、国際結婚が増加した。カナダのケベックの自治をめぐる政治問題が1995年におけると、日本の企業は英語とフランス語の両方でビジネスをするという負担増が予想されたため、モントリオールを撤退し始めた。それにともない、日本人駐在員の家族数も減少する。その結果、補習校は、日本人の家庭だけではなく、ハーフの子どもも受け入れなければ、経営がなりたないところまできたと彼女たちは解説してくれた。

しかし、国際結婚家庭の増加は、1学年のカリキュラムを完全に理解ができていないまま、自動的に上の学年に上がる子どもたちの増加にもつながり、上の学年でさらに難しくなると、国際結婚家庭の子どもたちの「日本語補習校嫌い」を生みかねない。帰国する「期待」はあっても、カナダにとどまるであろう可能性のほうが高い国際結婚家庭では、日本人配偶者も「基礎学的な学力」の定着こそが大切で、無理して先に進む必要はないのではないかという意見がでたそうだ。そこで、留年制度をもうけ、しっかりと基礎学力を定着させ、皆と同じ学年にありたいという子どもの気持ちがさらなる日本語学習の動機付けになればという狙いもあるようだ。

総会では十分に表明しきれなかった考えも語られた。「おんなじ教科書でね、おんなじ先生

で習うんでしょ。でまたそれで授業料まるごと払って、おんなじ宿題やってそれはそれでまた嫌んなっちゃう可能性もあるのね」と、留年制度より、復習を補習でしたほうがいいのではないかという意見であった。

セイコさんは「保護者側の態度が、学校と先生だけに任せて、まあ日本もそうですね、学校だけに任せているっていうんじゃない子どもたちがついていけないから、やっぱり保護者の協力がないと、これはもうほんとみんなでね、がんばってやらなきゃできないことだからね。それを見直していく、保護者のほうも考えてほしいっていう話だったね」とまとめた。今回の調査をアレンジして下さった關洋子さんが、モンリオール補習校の決断は世界にある日本語補習校の中でも非常に珍しいことなのではないかと付け加えた。

日本人駐在員（つまり、両親とも日本人）家庭の子どもしか受け入れない日本語補習校が大半を占めるが、日本人女性の国際結婚の増加はモンリオール補習校のような柔軟な対応を迫られることになるであろう。

ミミさんは、片道2時間半の距離を毎週通ってくるという強い意志がある。だが、子どもたちの「日本語が遅れるっていうのが心配っていうよりは、ここに来るのが迷惑になると申し訳ないっていうのがある」「この学校、うちは余分に来ていてる感じもするので、ついていけないのは……現地校が遅れてくるとまずいなって」と思うという。つまり「子どもがカナディアンとして生きていくことには何も問題ない」。しかし、選択を最後まで残してやりたいという。その選択は、必ずしも国籍選択を意味しているのではない。

本来、日本語補習校の目的が、日本人駐在員の帰国することが前提の日本人の子ども向けであったものが、国際結婚家庭の増加から、国際結婚の子どもたちを排除すると経営そのものが成り立たない可能性のあるモンリオール補習校は、本来の目的はそのままに、学力が定着していない子どもたちだけにのみ留年制度を設けるという妥協点を、保護者たちは見出したことになる。日本人駐在員の保護者も、国際結婚家庭の保護者も、日本語補習校としての「格」は落としてほしくはない。労力と時間とお金をかけて通うのであるから学年をあげて欲しいという気持ちと、一方で、余分に来ていてる、迷惑になるのではないか、という気持ちがぶつかり合っている。総会で決まったばかりの今後の方針が、どのような結果を生み出したのかは追跡調査の必要がある。積極的に子どもの教育にかかわり、投資していこうとする姿勢がなければ、国際結婚家庭の場合、補習校に子どもを継続して通わせることは難しい。さらに、大卒や大学院卒の高学歴の母親が多いことを考えると、また新たな試みを試験的にする可能性もある。

## 2. 5. 国籍について

### 2. 5. 1. 子どもの国籍—二重国籍と「子どもの意見を尊重する」

1990年代に国際結婚をし、日本人母親から生まれた子どもたちが、国籍選択に直面するのは最も早くても6年後である。国籍選択について質問をすると、まず二重国籍を子どもたちはもつ権利があると主張する。

ほとんどの日本人母親は子どもの国籍選択については「子どもの意見を尊重する」と答えた。子どもが日本国籍を選択する可能性と、日本語を維持する可能性を残しておきたいために日本語補習校に通わせることが、一致しているかという点は疑問が残る。

セイコさんが一人娘を日本語補習校に通わせる最大の理由は、自分がフランス語ができないので娘と話すときは「絶対日本語」だという。「片親、私が母親が日本人なのでやっぱり最低、子どもとは日本語でしゃべっていきたいっていうのもあるし、あと日本っていうのはこういうところなんだよっていう、その感じをちょっと見せたいっていう気持ちから」である。日本に帰国する可能性を問うと「ネバーセイネバーだと思うんですよ。絶対こうないって断言はできない。もしかしたら離婚するかもしれない(笑)。そう、それからあとはやっぱりうちの主人がもしかしたら日本で仕事があるかもしれない。それはもう分からないからということで、保険っていったら変だけど、ま、かすかな期待もある」という。「あるかもしれない」時のために、日本語のリテンションを高めようと努力している。

ときどき「自分は馬鹿なんで」というニュアンスのある自己卑下すらも明るく、さらっと言うところがあるセイコさんは、ムードメーカーのような存在で、セイコさんのカナダ社会と日本社会の観察眼は、インタビューの随所にでてきた。感じたことを素直に日本語に表現する力は、自らの考えを表明していくのがあたりまえの英語圏社会への適応力は高い日本人女性であると思われる。カナダと日本に半分半分住むのがセイコさんの理想だという。ミミさんから日本に帰りたいと結構言っていたのではないかといわれると「やっぱり子どもがここで育っちゃって、大学なんだって言って、だけど、だんなはどうでもいいけど、子どもは大事」と返した。この「子どもが大事」という感覚は、インタビューの中で他にも複数の母親が繰り返し主張した。

将来、子どもに「日本国籍選択の可能性を残すため」という意識からエスニック継承言語を勉強させているわけではない。日本に帰国する可能性を聞いた際の「あるかもしれない」時のためである。それへの「かすかな期待」と「保険」という言葉が象徴しているように、「選択」は、半々の可能性の選択ではなく、圧倒的にカナダ人として生きることを前提に、「もしかすると」のための備えとして子どもの教育への投資をしている。北米の離婚率は高いが、将来のリスクに対する備えであるとも冗談まじりに述べた。

日本語では「ハーフ」という和製英語が、国際結婚から生まれる子どもたちを表現するときには用いられる。片方が日本人だから、日本文化を継承してしかるべきだとカナダ人の夫と話をしたとき「ハーフじゃないよ、ダブルでしょ」と訂正された経験をもつ女性は多い。近年では、ダブルという言葉も使われているが、定着しているわけではない。彼女たちのいう「かすかな期待」「選択の余地」は、半々というよりも、カナディアンというアイデンティティに、プラス・アルファとして残してあげられるもの、という意識だと考えられる。ミミさんの「子どもがカナディアンとして生きていくことには何も問題ない」にそれが現れている。日本人の母親であるということは、子どもたちにとって「ラッキーなことに、日本も知っているのだぞ」と

いうプラス・アルファの部分といえるであろう。それは2つの言語・文化を完全に平等にダブルにすることの難しさを感じているからではないだろうか。

「子どもに任せる」といいながら、子どもの日本国籍選択には懐疑的な親もいる。さゆりさんは、一人娘の国籍選択について「情勢がいろいろと危ういなかでは、カナダのほうが安全だと思う。別のどこどこに行けるとかじゃなくって、国際的に守られているのは、カナダのほうがじゃないかなって、何かあった時でも、日本大使館よりもカナダ大使館のほうが、守ってくれるって」と述べた。これは、さゆりさんの友人の話として、緊急時に「日本の大使館の場合は、周りの大使館員とか、登録している駐在員たちだけをより集めて逃げる。でも、他の国はカナダも含めて、国交はないけれども、みんな飛行機をよこして、全員乗せて帰った」というエピソードを聞いたからだという。このエピソードは、友人の話として出てくるゆえに、真相を確かめられない。しかし、たとえ実話そのものではなくとも、リアリティーを持っていると考えられる。同様のことは、「日本語補習校の予算が削られるらしい」というその理由が、為替レートの関係と認識している人もいれば、国際結婚から生まれた子どもが増加し、駐在員が減ったため、あるいは、日本政府の予算が減少しているから、というものまであった。日本政府は、国際結婚をしている日本人女性の存在とその子どもたちを見捨てるかもしれないという不安がある。日本大使館は、駐在員を優先するのであって、「われわれ」ではないという意識がある。歴史の中で日本政府が「棄民」として置き去りにしてきた日本人や元日本人の歴史が、マスコミで取り上げられる。北朝鮮の日本人妻、サハリンの元日本人である朝鮮系の人々、中国残留孤児、北朝鮮による拉致被害者に対する日本政府の姿勢、ドミニカ棄民への謝罪などがその例であろう。海外から日本を客観視することのできる立場の人々から、日本政府への信頼感が薄れていっているように思われる。

さゆりさんは、娘に「日本人と結婚したら？」と薦めたことがあるという。娘の答えは「嫌だ」であり、理由が特にあるわけではないが、「なんか嫌」なのだそうだ。10歳の子どもが国籍選択について深く考えていないのは、当然だとしても、日本人男性と結婚することは「嫌だ」という感覚がある。子どもが小学校へ入学してからは、娘をつれて夏休みは必ず日本に帰国している。一度だけ小4の夏休みに日本の学校に入ったが、ハーフということを「こそこそ言われるのが嫌みたい」であったという。そのような経験が、日本人に対する不信感を抱かせているのかもしれない。しかし、娘は日本が好きで、「これ日本人食べる？」とさゆりさんに確認してから食べようとしたり、テレビ・ビデオも日本のものをよく見ているという。日本が好きだと思ふ気持ちがあっても、日本人男性を選択する気はない。

カナダ人男性をパートナーとしてもった日本人女性の娘は、日本人男性をパートナーとして選択しないのではないか。逆に、同じ女性の息子は、日本人女性、あるいは、日系人女性をパートナーとして選ぶ傾向にあるのではないか。なぜ、そのような仮説が成り立つかは、後述する。

日本語補習校でインタビューできた唯一の日本人男性であるYさんの息子は、補習校の宿題

で、両親への感謝を伝える文章を書いてくるようにいわれた。息子は「ダディありがとう。いつもディナーをありがとう」と書いた。そして父親の口癖については「おまえはいつも優しいな」と言われると書いたそうだ。約25カ国を巡った経験のあるYさんにとって「この町とか、日本はとか、……結局一緒なんですよ。一生懸命やっている人はやっているし、いい加減な人はいい加減なんですよ」という結論に達した。どこに行こうと礼儀をわきまえ、「あいつ、いいやつだな」と人から言われる子に育ててほしいと願う父親に息子の国籍選択について質問をした。息子にまかせると答えながら、「うちの息子は日本を選ばないんじゃない？」と予測した。

日本における団塊の世代は、戦後民主主義教育で育ちながら、その家族形成期において性別役割分業を強めた世代である。夫はサラリーマン、妻は専業主婦という家族のライフ・スタイルを画一化した世代としても知られる。団塊の世代から5年後の出生コーホートに属しながら、Yさんは「主夫業」をこなしている自分に誇りをもち、また自らを「一本気のある日本人」と自負する。子どもの教育に熱心であるのは、自らの親が離婚をし、子どもの頃に大人の顔色ばかりみながら育ったという経験を子どもにはさせたくない、義務感のようなものだともいう。欧米で国際結婚をしている日本人男性に出会う機会は少なく、一般化することは難しい。あえて共通点をあげるならば、子どもの教育に対して、母親まかせにする典型的な日本人男性よりもはるかに積極的に関わっている男性が多いという点である。また、学者、芸術家など比較的時間を自らがコントロールできる職業を持つという傾向がある。

## 2. 5. 2. 日本人女性自身の国籍

カナダでもキャリアを継続している女性は、別の文脈でも日本政府を信用していない。日本で働いていたときは年金を払っていたが、結局、もらえるまで働いていなかったのが権利がない。「がんばってカナダで働いて、カナダでもらったほうが。一生懸命払ってます」という。だからといって、自らの日本国籍を放棄しているわけではない。

他のアジア系の女性は、カナダ国籍・市民権を取得に熱心であるという。「幸いに日本」なので、市民権を無理して獲得するの必要性を感じないとほとんどの日本人女性が答えた。5年に一度移民のカードを更新にいくのが多少面倒であるだけで、市民権を取得したとしても「選挙できるということのほかは、あまり変わらない」という理由も、ほぼ一致していた。

日本人女性自身の国籍について回答で「死ぬ5年前まで日本国籍は捨てない」という意見もあった。その理由は、日本国籍を一度失うと復籍が難しそうであるからだ。また、カトリックが多いケベック州らしく、死ぬ前にカトリックに改宗するという意見もあった。その理由は、家族で一緒にお墓に入りたいからだという。カナダでは、基本的に個人単位で葬られ、非カトリックの墓地もあるということを知ると、「じゃあカトリックに改宗しない」と意見を修正した。

日本に対して不信感を抱いていても、生まれ育った国の国籍をそう簡単には離脱できないも

のようである。なぜ選挙に行く必要があるのか。投票率が5割に満たないことが「普通」の日本である。国民とは何かを問うた、エルネスト・ルナンは「国民の存在は、日々の人民投票」(ルナン他、1997:62)であるといった。そのような歴史の意義を日本は教育してこなかったのではないだろうか。その「ツケ」を選挙の度に日本の政治家は払っているが、目先の票とりだけに目の色を変え、マスコミ操作に先導されやすい国民は、そのときの気分で選挙に行くかいかないかを決める。ルナンがいった日々の人民投票という言葉に、女性は入っていない。市民権を、永住権をとることが目的ではない日本人女性の移住は、今のところカナダ政府から制限をかけられていない。選挙に参加できるアジア人女性とそうではないアジア人女性がカナダにはいる。コミュニティのメンバーでありながら選挙権がないということの帰結は、日本・カナダ両国において日本人女性の「二流市民化」が進むということをもたらしかねない。

### 2. 5. 3. 日本政府による二重国籍容認の可能性について

二重国籍を日本政府が認めると考えられるかという質問に対して、セイコさんは、「日本は閉鎖的だから、それは無理だと思う。例えば戸籍の問題もありますよね。」と「遅れている日本」には期待をしていない。日本がアメリカの次に経済大国として認識されて久しいが、それでも日本は、カナダより「遅れている」という認識がある。

1985年の国籍法改正により、日本人女性が産んだ子どもにも日本国籍を選択することができるようになったが、22歳までに選択をしなくてはならない。まだセイコさんの娘は10歳であるが、12年後に日本が二重国籍を認めるとは思えないという。その理由は「だって今まだまだ女帝でもあんなにもめてるんだから。あれ100年かかるよ」と述べた。

2005年3月の時点では、秋篠宮紀子妃は懐妊していない。天皇の継承制度と、戸籍制度とリンクした父系血統優先主義を維持してきた制度は類似点が多い。つい20年ほど前まで、国際結婚した日本人女性が、日本国籍を子どもに譲ることができなかったのは、日本人男性のみが戸籍制度を支える存在とみなされた明治時代の名残をみることができる。明治6年の太政官布告第103号が効力をもっていた期間(1873年~99年)、日本人男性は、外国に帰化することはできなかった。言い換えれば、国籍離脱を認められなかったのである。一方、日本人女性は、太政官布告第103号により外国人男性との結婚を許可された場合、「日本人タルノ分限」を失い、外国人にされたのである。「国際結婚をした日本人ではない元日本人女性から生まれた子どもは、日本人ではない」、という明治時代の論理は1985年まで続いたことになる。2006年9月6日の悠仁親王の誕生は、明治時代にできた皇室典範を生きながらえさせるであろう。

### 2. 6. 子どもたちのパートナー選択と食文化のリテンション

日常生活の中で、日本語以外で、日本文化の維持に努力している点はどのようなところかを聞いた。圧倒的に多かったのは、食事のマナーである。ご飯粒ひとつ残さない食べ方や、お箸をたてないとか、他人の家の冷蔵庫を何の断りもなしに勝手にあけないであるとか、躰にはき

びしくしているという。

食べ物には特に注意を払っているKさんは、お正月は、お雑煮とおせちをつくるのだそうだ。それは長男（夫の連れ子）が、4歳位まではどのような食べ物でも積極的に食べたが、10歳ぐらいになると初めて見たものは手を出さなくなったという。それを聞いていたKさんのお友達は、「私が食べているものを、子どもにも食べてほしい。彼がいくら嫌がっても」と付け加えた。夫がいないときは、魚を焼き、納豆も食べるという。また、Hさんは、麦茶を赤ちゃんに飲ませていたが、短期間お茶を止めると、お茶を飲まなくなったという。ジュースばかりだと糖分をとりすぎるといふ。北米では高校にある飲料水の自動販売機を撤去させた学校もあり、炭酸系飲料など、体に不健康な飲み物が、日本では比較にならないほど大きなサイズでサービスされることに懸念を示した。麦茶や干し椎茸は、カナダ人の夫にとってゴミやトイレの臭いと苦情がでる。母親がつくる日本の食文化を、子どもたちが否定しないように日々ハビトゥスを形成し、エスニック・リテンションに努力する姿勢がうかがえた。

食文化と将来の配偶者選択について、ユニークな意見がでた。「うちの息子きっと奥さん選ぶとき、やっぱり和食が好きな人か日本食出す」人であろうと予測した。同様の意見は、カナダ人を夫にもち、二人の息子の母親でもある嘉納も述べていたことである。二人の息子は麺類や、キムチ、カレー、カツ丼などが大好きで、カナダ人の夫ですらも、美味しいキムチを売っている店までわざわざ買いに行くほどであるという。息子も、将来、日本の食文化のヘリテージがない人とは結婚できないだろうと、嘉納が述べたのと似ている。ここで、興味深いのは、日本人女性の母親たちの会話で共通していたのは、息子はガールフレンドに日本食を作ってもらうのであって、自分では作らないということである。一方、娘は自分でつくるだろうという性別役割分業を再生産している。

モンリオールには、韓国人の経営する韓国食料品店があり、日本の食材もそこで調達できるようになっていた。日本食が恋しくなることがあるかという質問をしても、あまりないと答えられるだけに、手に入れようと思えば、日本食を日々の食卓にのせることができるということでもあろう。

食文化の継承が、未来の子どものパートナーに影響を及ぼすであろうという母親らしい観察眼が、実際、配偶者選択の決め手になるかどうか、明らかになるのは10年以上も先のことである。

#### Ⅳ. サード・カルチャー・キッズ理論の観点からの考察

##### 1. サード・カルチャー・キッズ (TCK) とクロス・カルチュラル・キッズ (CCK)

##### 1. 1. サード・カルチャー・キッズ (TCK) と海外子女・帰国子女

TCKとは、“Third Culture Kids” (以下、TCK) の略であり、「第三文化の子どもたち」と訳すことができる。“Third Culture”とは、「第3世界の文化」を意味するのではない。グローバル化が進む今日、「パスポート国」である母国の文化とは異なる文化を持つ国に、親の職業上、移動を必要余儀なくされる子どもたちが増加している。“Third Culture”とは、母国文化とそのような家族のホスト国の文化の間(「文化の間の文化」“culture between cultures”)に生きる海外在住者に特有のライフスタイルを表現している。1950年代、このような文化に二人の社会学者であるJ. ユーシームとR. H. ユーシームは「サード・カルチャー (第三文化)」と名づけた(Pollock and Van Reken, 1999=2001:20)。一連の研究はアメリカのTCKを中心に行われているが、アメリカで広く認知されている概念では決してない。むしろ、日本でのほうが、TCKという現象は、日本固有の言葉で一般にも認識されている。

TCKを日本の事情に照らし合わせるならば、典型的なあるいは、伝統的なTCKは日本の「海外子女・帰国子女」(近年では帰国子女のかわりに帰国生というニュートラルな表現が使用されるようになった)に相当すると嘉納は述べている。その共通点は、子どもたちの親の職業上、海外で子ども時代を過ごさざるを得ないことである。そのため海外で留学をする学生や、移民の子どもたちとは異なる。なぜならば、海外子女にしてもTCKにしても、いずれは親のホーム・カントリーに帰国することが予定されているからだ(Kano Podolsky, 2004:67-68)。

『帰国子女—新しい特権層の出現』(岩波書店1992)の著者でもあるロジャー・グッドマンは、帰国子女を次のように定義している。

- ・両親ともに日本人である家庭に生まれた子ども
- ・20歳までに海外に行っている
- ・父親の海外転勤が理由で海外に行った(したがってラテンアメリカからの日系人や「永住者」、主にブルーカラー労働者の子どもは含まれない。また、海外のすし屋などで働くために行ったものも帰国子女のカテゴリーに入らない)
- ・3ヶ月以上海外に滞在している
- ・日本に帰ってきた際に、通常の日本の教育システムに戻る

(グッドマン 2002:207-208)

「海外子女・帰国子女」の大半は、両親とも日本人であり、子どもも日本国籍である。しかし、子どもがアメリカで生まれるケースもあり、その場合は二重国籍となる。基本的に子ども

たちの父親が海外赴任となり、母親と子どもは父の赴任先への移動を余儀なくされる。彼らの母国は日本であり、日本文化であると一般的には認識される。これは親が育ってきた文化であり、一部を除くと子どもが生まれ育った文化でもある。日本文化はファースト・カルチャー（第一文化）である。そのような親子が父の赴任先であるアメリカ文化は受け入れ国の文化、すなわち、ホスト文化である。そのホスト文化は、セカンド・カルチャー（第二文化）である。この親子は、アメリカで暮らしていても家庭の中ではファースト・カルチャーの中で過ごす。しかし、学校や、会社、あるいは地域コミュニティの中ではセカンド・カルチャーの中できる。しかし、そこには日本語補習校や日本食レストランや、日本人同士の地域のネットワークもある。このように文化の間を行き来しながら過ごすライフ・スタイルを第3の文化、つまり、サード・カルチャーという。子どもたちは、母国文化とそのような家族のホスト国の文化の間（「文化の間の文化」“culture between cultures”）にある文化の中で成長する。ゆえにサード・カルチャー・キッズ（TCK）なのである。

#### 1. 2. パスポート国とサード・カルチャー—文化的アイデンティティの乖離

本調査のなかで、モントリオールに2005年に駐在していた3人の母親にインタビューをすることができた（1. 2. 海外子女の母親）。ケースJJ-1のように、日本と欧米を3～5年おきに家族が移動するケースは、現地校の宿題よりもむしろ、日本の学校への再適応に備えて準備をしているものの、日本語の表現のニュアンスがわからなくなりつつある。JJ-2のように子どもたちがアメリカで生まれ、帰国の目途が立たない場合、子どもの国籍選択は日本人親どうしのカップルでも問題になる。海外駐在が長期化するケースの子どもの国籍選択については、「子ども（の意見）を尊重する」という回答であり、国際結婚カップルの日本人親の回答と同じであった。

TCK研究から得られた知見によると、「どこがホーム？」「どこが一番落ち着くところ？」という質問に対し、「どこでもあり、どこでもない」（Pollock and Van Reken, 1999=2001: 125）、「私の家族が暮らしているところ」と答えたりする。つまり、TCKたちは、国籍がアメリカでも、アメリカを「ホーム」であるとは感じられなくなり、アメリカを「パスポート・カントリー」と表現する。

例えば、親がミショナリーでキリスト教の伝道を職業にしている場合、海外での生活が長期になることが多い。自分のパスポート国であるアメリカよりもむしろ、インドやナイジェリアでの滞在のほうが、人生の大半をしめるケースもでてくる。このような、長期滞在型のTCKの場合、彼らにとってアメリカは単なる「パスポート国」であり、ホーム（故郷）という感覚ではなくなることが知られている。彼らにとって、ホーム（故郷）とは滞在期間が長かった、例えばインドやナイジェリアなのである。ただし、TCKは自らがインド人や、ナイジェリア人ではないというはっきりとした自覚はある。しかし、TCK研究において、世界の強国であるアメリカのパスポートを捨てる、あるいは国籍選択については問題にされない。

おそらく、JJ-2の子どもは二人ともアメリカで生まれており、何度か日本に帰国していても、日本で長期間過ごした経験が一度もない。海外勤務が長期に渡る場合は、日本人親から生まれても「日本人になる」あるいは「日本国籍を選択する」可能性は低くなることが予想されよう。国籍選択問題は、経済大国として上位に日本がヘゲモニーを維持できる見込みがあるかどうかという認識に左右されるのではないだろうか。経済大国としての地位が低下するならば、国籍選択の問題は浮上するよりも、より強く、より安全な国の国籍の選択しようとする傾向は、さゆりさんの例から考えうる。経済大国としての地位の低下は、日本人駐在員家庭の子どもの減少であり、日本語補習校など、日本語教育機関の縮小化または廃止につながる。さらに日本語のリテンションは困難となり、日本国籍を選択する積極的理由もなくなるであろう。子どもを日本語補習校に通わせる国際結婚の保護者は、グローバル時代の日本のプレゼンスを子どもたちの教育現場で敏感に察知していると思われる。

多くの国際結婚の親が主張するように二重国籍は「認められるべき」である。さらに、国籍選択を強制することは、人権問題に抵触しかねない。国際結婚家庭の子どもたちは二重国籍、二つのパスポートを暗黙のうちに維持しようという傾向がみられる。海外生まれの帰国生も、親同士が日本人であっても、二重国籍をなるべくなら維持しようとするのではないかと考えられる。

長期にわたって同じところに滞在するのではなく、外交官や、企業のビジネス・エリートにみられるように、移動性が高い職業をもつ親の場合、「どこでも自分が外国人でいられるところ」がホームであると答えるケースが多い。自分のパスポート国であるアメリカでは、外国人でいることはない。海外では特権的な立場にある親の職業からくる優位性もアメリカ国内では、何の特権もなくなる場合、アメリカに「帰国」した際に「喪失感」が高まるとされ、アイデンティティーのゆらぎが観察される。自他ともにアメリカ人であると認められるものの、自分をつねに「普通のアメリカ人とは相容れない」「アメリカ社会の中には完全に溶け込めない」という喪失感や悲しみという精神状況を抱えやすいことがTCK研究から明らかになっている。

パスポート国への文化的アイデンティティに違和感を覚える現象は、日本の帰国子女にもみられる。また、このTCK理論を応用して、在日日系ブラジル人家庭の子どもたちと帰国子女の文化的アイデンティティの比較を試みる関口知子の研究（Sekiguchi, 2002, 関口2003, 2007）も注目し値しよう。関口の研究『在日日系ブラジル人の子どもたち 異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成』（2003）が極めてユニークなのは、日系ブラジル人の移民1世はTCKの親であり、2世がまさにTCKであるが、結局「帰国」することを断念し、移民となってブラジル社会に定着した。しかし、その「血」が日系であることから、日系の血をひきつつも「変種の外国人」として扱われるところが、日本人帰国子女と似ている点である。帰国子女やTCKの比較と、さらに、日本人の「血」をひく国際結婚家庭で育つような家庭そのものがすでにブレンドされた文化の中で育つ子どものアイデンティティは何が共通点で、何が異なってくるのかの解明はグローバル時代において緊急の課題であると思われる。

### 1. 3. スポンサー：日本語補習校、インターナショナル・スクール

TCK 研究では、彼らをとりにまわす「スポンサー」とよばれるものが果たす役割が強調される。例えば、親が外交官であるならば、子どもも外交官特権を享受することになる。どの国に勤務先が変わっても、住宅やその他、生活に必要なことは、自ら整えるものではなく、所与のものであることが多い。ミリタリー（軍関係）の場合は、軍事基地という広大な敷地にはアメリカ的なものがすべてそろそろ。教育機関ですらそのエリアで充足される。ビジネスや国連などで親が働く場合も、海外勤務となった家族をサポートする体制が整えられている。これらをまとめて「スポンサー」と呼んでいる。

特に、TCK や海外子女・帰国子女をサポートしてきた「スポンサー」の一つとしてインターナショナル・スクールや日本語補習校を位置づけることができる。なぜなら、今回の調査の場合、日本語補習校がその「スポンサー」の社会的機能を果たしているが、その補習校の役割が、増加する国際結婚家庭の子どもたちによって変容している。

一方、日本の場合、帰国子女用の予備校や、帰国子女用の学校またはクラス、帰国子女枠が入試制度もあるなど、ある種の「特権階級」的な意識を維持させる制度がある点が、アメリカの TCK とは異なる。帰国後もスポンサーがあるという状態が、あと何年続くかは疑問の声があがっている。関西帰国生親の会「かけはし」の代表をつとめる片岡昌子氏は、帰国子女という特権は早晚、消滅するという危機感を抱いている<sup>1)</sup>。文部科学省が打ち出した方針によると、外国籍児童と帰国子女問題を同じ予算の中で対処することとなり、増加しつづける外国籍児童の問題の方が「より深刻」であることから、帰国子女生への予算配分は少なくなるという見方をしているからである。

文部科学省編『文部科学白書（平成17年度）』（2006）によると、平成17年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子どもの数は5万5,566人であり、そのうち、帰国する子どもの数は毎年1万人前後である。一方、2005（平成16）年5月現在、公立の小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校や中等教育学校に在籍する外国人児童生徒は、7万345人、そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒は、1万9,678人在籍16年9月現在、しており、在籍校数は5,346校にのぼるといふ（文部科学白書、2006：377）。つまり、帰国生の7倍の外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要である子ども数はその年の帰国生数よりも多いのが現実である。

これは、本調査でも明らかになったように国際結婚家庭の保護者が抱える不安とよく似ている。日本人学校・日本語補習校は、もともと日本人 TCK すなわち、帰国するであろう海外子女のための日本人社会化装置であった。しかし、日本人の駐在員家庭の減少により、日本語補習校の予算が減らされるという不安である。つまり、国内においても国外においても、日本国民再生産機能だけを重視していた公教育機関、あるいは海外の公教育機関の持ち出し部分に、機能の変化を迫る構造の変化が起こっているからだ。日本国民再生産機能を純粋に担えるのは、

1) 2006年5月27日神戸国際会館で開催されたシンポジウムでの発言。主催関西帰国生親の会「かけはし」シンポジウム「めざめよ帰国生—学校と価値観を共有できますか—」。

日本国内ではある一定の年収のある家庭の子女が私立学校に子どもを行かせることにより実現できるという「格差社会」再生産機能を強化する方向に動いている。学費のかからない公立学校に外国籍児童が集中する傾向は、年収に余裕があるであろう帰国生家庭よりも優先されるべき問題として認識されている。

帰国子女教育の研究の第一人者の一人である佐藤郡衛が指摘している通り、海外で生活する子どもの多様化が急速に進み、国際結婚による子ども、長期滞在者の子ども、永住者の子ども、海外で出生し日本を知らない子ども、親の勤務地に連れられ海外から海外へ移動する子どもなど、その生活背景や教育体験が多様化している。「国民教育のもち出しとして、海外子女教育を構想できなくなりつつあることを意味している。これまで海外子女教育が当然のこととして受け止めてきた前提、考え方、さらには価値判断を根本から見直す時期にきている」（佐藤、2001：73）のである。

また他方で、国際結婚の子どものみならず両親が日本人の場合ですら、日本では各種学校の位置づけにしか過ぎないインターナショナル・スクールへ入学させようとする傾向と同時併行で起こりつつある現象として重要である。両親が日本人の場合の子どもと、国際結婚の子どもと親がアメリカ人どうしのTCKが、インターナショナル・スクールへ通っている。本来はTCKのスポンサーであるインターナショナルスクールが、機能変容を迫られている。TCKの学力は、親がエリート階級に属することが多いため、比較的高い学力を世界のインターナショナル・スクールで維持していることが知られているが、今後、そのレベルが維持できるかは、日本の公立学校が、あるいは日本語補習校がかかえる問題と共通している。

このスポンサーの一つである教育機関の社会的装置に変化は「複数のパスポートを持つ子どもたち」によって引き起こされている。日系国際結婚家庭の子どもたちの中には、日本語補習校へ通わせ、日本語を習得させたり、日本的な習慣を忘れないようにエスニック・リテンションを継続させようとする親が増加している。子どもたちのエスニック・アイデンティティの観点からすれば、海外子女のように両親が日本人の場合と、片親のみが日本人の場合は、自ずと異なる。しかし、その日本語補習校という遠隔地ナショナリズム再生産の装置に、100%日本人を再生産しなくてもいい子どもたちの方が、増加している。それは、国際結婚家庭の子ども教育には何が必要なのか。誰がそれをサポートし、スポンサーとなるのかという問題がある。

## 2. 国際結婚家庭の子どもたち

### 2. 1. バイカルチュラル・ファミリーの増加

サード・カルチャー・キッズの親は、アメリカ人だけでなく、インターカルチュラルな結婚による親が増えてきたと以下のように記している。

TCKの数の増加は、インターカルチュラルな結婚またはそのような関係にある親に生まれる子どもたちの増加でもある。1960年代に、海外在住のアメリカ人の子どもの1/4は、二

つの文化をもつ親から生まれているとルース・ヒル・ウシームは述べている。1995年のヘレン・フェイルは、調査に協力してくれた ATACK のうち、42%がバイカルチュラル・ファミリー（二文化家庭）に育っていることを見出している。（Pollock & Van Reken, 1999、2001：44）

インターカルチュラル、あるいは、バイカルチュラルな結婚、家族は、必ずしも国籍の異なる国際結婚と同義ではない。同じ国籍でも、宗教や、エスニシティが異なる場合、英米文献ではインターマリッジというタームで表現される。引用箇所で言及されているウシームの文献、フェイルの文献も修士論文であり、特に、フェイルのものは、インターナショナル・スクールの教育に関する論文であるので、必ずしも、TCKの全体の親におけるインターマリッジ率を正確に表現しているとは思えない。インターマリッジの場合、日本語で表現される国際結婚のような国籍を異にしている場合のみならず、白人、黒人間のような文化や人種が異なる場合にも用いられるため、インターマリッジ即国際結婚家庭、クロス・ナショナルな親を持つ子どもたちの増加かどうかは留保が必要である。

## 2. 2. クロス・カルチュラル・キッズ（CCK）としての国際結婚家庭の子どもたちの増加 —複数のパスポートをもつ子どもたち—

TCKと国際結婚による子どもたちとは何が違うのであろうか。国際結婚家庭の子どもは、二つの親の国のパスポートをもつ可能性が高い。両親双方にとって第3国に暮らさなければならない場合もあるが、国際結婚家庭の大半は、どちらかの親の国に定住していることが多い。例えば、アメリカ人父、日本人母のような国際結婚をした親をもつ子どもの場合を考えてみよう。家庭の文化それ自体がすでに2つの文化あるいはそれ以上の文化の融合である。つまり、生まれ育った家庭文化そのものがブレンドされたものなのである<sup>2)</sup>。父の国アメリカへ移動が起こった場合、半分は家庭の中でアメリカ文化を過ごしているだけに、アメリカにいったとしても、子どもにとってそれが全くの「セカンド・カルチャー」とはならない。アメリカ・日本以外に移動する可能性はあるが、その両親・子どもともに「外国」であるような地域から「帰国する」という意味は、両親のどちらかにとっては「帰国」となるが、子どもたちにとっては、両親のどちらの国が、あるいは移動した滞在先の国で生まれそだったような子どもにとっては、どこの場所が「ホーム」になるかは、TCKの場合より複雑になるといえる。

TCKの親のインターマリッジ率を出すよりも、むしろ、「典型的なTCK」と「インターマリッジをしている親」から生まれる子どもを区別する必要性がでてきたと考えられる。一方、日本においては、このTCKは帰国子女問題として取り上げられてきた経緯があり、アメリカ

2) Cottrell, Ann Baker (2007) "TCKs and Other Cross-Cultural Kids". においてこの「すでにブレンドされた家庭文化」が強調されている。つまり、コットレルは、クロス・ナショナルな親をもつ子どもはTCKと共通点もあるが、典型的なTCKとは異なるとして区別している。

における TCK 問題よりも、はるかに日本における帰国子女問題のほうが社会の認識度が高い。さらに、後者の「インターマリッジをしている親」は日本では国際結婚として認識され、その組合せから生まれる子どもは、植木他が表現したように「国際児」という学術用語もあるが、一般には「雑種」、「あいのこ」「混血児」などというネーミングがあり、第二次世界大戦以降は「ハーフ」という和製英語で知られるようになった。近年では、「半分」ではなく「バイカルチュラル」など二つの文化や国民性を「ダブル・ヘリテージ」として継承する子どもとして「ダブル」と一部で呼ばれるようになった<sup>3)</sup>。しかし、様々な文化的背景をもつ子どもたちは日本では個別にカテゴリーされ、そのような子どもの総称は、今のところない。

TCK 研究においても、TCK の中に増加するインターマリッジによる子どもたちが占める割合が増大するにつれ、従来の典型的なアメリカ人親どうしによる TCK とインターマリッジによる子どもたち、あるいは、他の異文化的背景をもつ子どもたちを同じカテゴリーとして論じていいのかという疑問がでてくるようになった。そこで、TCK は Cross-Cultural Kids (クロス・カルチュラル・キッズ以下、CCK) のカテゴリーの一つであるという見方が提示された。つまり、典型的な TCK や国際結婚家庭の子どもたち、あるいは移民の子どもたちなどを総称してクロス・カルチュラル・キッズと呼ぶようになってきている。

ヴァン・リケンとベセルのクロス・カルチュラル・キッズの定義は、「発達期にかなりの期間、二つまたはそれ以上の文化的環境に有意義に触れながら過ごしたことがある人」(Van Reken & Bethel, 2006: 3) である。著者の一人、Ruth Van Reken は、自身のホームページにわかりやすいモデルを「クロス・カルチュラル・キッズ (CCKs) モデル」としてあらわしている<sup>4)</sup>。さらに、TCK の共通点と他の CCK の要素を比較した表をつけている。取り上げられている TCK と CCK を、英語表記をそのまま引用しオリジナルな表現を残した上で日本語にし、さらに日本の現状に当てはめた場合を示したものが表 1 である (国際結婚にあたる厳密な英語表現はなく、オリジナルを尊重し日英をあわせて表記した)。表 1 「クロス・カルチュラル・キッズ」を順に以下解説する。

#### (1) 「伝統的な」TCK

表 1 の「伝統的な」TCK は、「親の職業選択のために別の文化に移動する子どもたち」で、後述するように、嘉納ももによれば、TCK は日本の海外子女・帰国子女 (近年では子女ではなく児童) をイメージするのが、もっとも典型的かつ伝統的な TCK であり、自らの意思で留学するという子どもは含まないと述べている (Kano Podolsky, 2004: 67-68)。

#### (2) 移民の子ども

次に、移民の子どもは、「もともと市民 (国民) ではない新しい国へ永住を決意して移住し

3) 関口知子は、表 9『混血』の子どもたちをめぐるラベルの変遷」として、わかりやすくまとめている (関口, 2003: 99)。

4) Ruth Van Reken のホームページ。http://www.crossculturalkid.org/cck.htm (2006年8月閲覧)。オリジナルは Ruth Van Reken & Paulette Bethel (2006) "Third Culture Kids: Prototypes for Understanding Other Cross Cultural Kids." *Intercultural Management Quarterly* 6(3) p. 3, pp. 8-9.

てきた親をもつ子ども」であり、1990年の入管法改正以降増大したブラジル日系人を筆頭に日系の移民が日本の状況にはあてはまるであろう。一方、日本の植民地支配下にあつては大日本帝国臣民であった人々、また、朝鮮戦争の混乱期に、移民してきたいわゆるオールド・タイマーのコリアンなど、「在日」と総称される人々は、3世、4世代と代々日本で生まれている。このような子どもたちを、移民の子どもと位置づけるよりは、日本におけるマイノリティとして位置づけるほうが的確であると考えられる。

### (3) マイノリティの子ども

「彼らが暮らす国におけるエスニシティの中では主流なエスニシティや人種の一部ではない人種やエスニック・グループではない親をもつ子ども」であるマイノリティの子どもには、「在日」の子どもたちを、さらに歴史を遡れば、アイヌや北方少数民族、あるいは琉球処分を日本近代国民国家の編入と考えるならば琉球その周辺の諸島の人々もこのマイノリティの子孫として位置づけることも可能である。日本人であるが、戦争により置き去りにされ、日本人としてではなく中国人として社会化された「大人」が、子どもや親族を連れて日本へ定住する「中国帰国者」の子どもたちがいる。人種やエスニック・グループが異なるとするか、国際結婚家庭の子どもたちとするかは、研究者の視点によるであろう。

### (4) 難民の子ども

日本にはごく少数であるが、難民の子どももいる。「戦争、暴力、飢饉や他の自然災害のように選択不可能な状況に追い込まれ、出身国や出身地の外で暮らしている親をもつ子ども」である。2006年度に日本政府に難民認定申請が出された954件（ミャンマー626人、トルコ149人でこの2カ国で全体の約66%を占める）のうち、認定されたのはわずか34件である（「平成18年度における難民認定者数について」法務省入国管理局ホーム・ページより）。いかに、日本が難民に対して非寛容であるかがわかる。

### (5) 国際養子縁組の子ども

日本では稀ではあるが、アメリカでは養子縁組は国内でもさかんである。特に、海外から養子を迎える場合、「国際養子縁組の子ども」として区別している。「子どもが生まれた国ではなく別の国の親によって養子縁組をされた子ども」であり、難民として親と子が入国するケースのように、子どもの出身国で親が死亡するケースなども含まれる。

### (6) “Domestic” TCK

“Domestic” TCKとされるのは「子どものホーム・カントリーの中で様々なサブカルチャーの中を移動する親をもつ子ども」と定義されているが、日本でいう転勤族家庭の子どもたちが当てはまるのかもしれない。アメリカは地域によっては、英語が話せない生徒が半分に上る地域（多くはサンディエゴなど、メキシコと国境を接する地域、キューバ難民の到着地であるフロリダなど、主にヒスパニック系住民が多い地域もある）もあり、国内にいながらにして、英語を話すアメリカ人のほうがマイノリティになる地域への移動をする家族の子どもたちのことをさしているのではないかと考えられる。

## (7) バイレイシャル／バイカルチュラルな子どもたち

最後に、「少なくとも2つの文化あるいは人種の親に生まれた子ども」または「二文化あるいは多文化（人種）の親をもつ子ども」は、“Bi-racial / bi-cultural children” とか “Children of Bi / multi-cultural” と表記される。おそらく、白人・黒人間のようなインターマリッジをも含むものと考えられる。おなじアメリカ国籍でも、人種が異なる場合、文化も異なると認識されるのが一般的である。ゆえに、このカテゴリーすべてが日本でいう国際結婚（国籍を異にする結婚）であるとは限らないことは、注意が必要であろう。

上記の CCK の違いを、いくつパスポートを持っているかということで区別することも可能であろう。

表1 クロス・カルチュラル・キッズ

Cross-Cultural Kids	邦 訳	日本の場合
“Traditional” TCKs	“伝統的な” TCK	海外子女（児童）・帰国子女（児童） 中国残留孤児
Children of immigrants	移民の子ども	日系人の子ども、(中国残留孤児の子ども?)
International adoptees	国際養子縁組	国際養子縁組
Children of refugees	難民の子ども	難民の子ども（ヴェトナム、インドシナ難民）
Children of minorities	マイノリティの子ども	在日韓国・朝鮮・中国の子ども
Bi-racial / bi-cultural children	二つの人種／文化的子ども	国際結婚家庭の子ども
“Domestic” TCKs	“国内の” TCK	転勤族?

Ruth Van Reken のホームページ。http://www.crossculturalkid.org/cck.htm（2006年8月閲覧）を参照し、著者の許可を得て作成。

## 2. 3. 国際結婚の子どもたちのエスニック・アイデンティティと国籍選択

TCK 研究の比較から明らかになったことは、文化的アイデンティティの維持と、その子どものパスポート・カントリーとが一致しないことであった。本研究では、複数のパスポートをもつ国際結婚家庭の子どもの国籍選択の意識と文化的アイデンティティの志向性も必ずしも一致しないことがわかった。むしろ、国籍選択によって、失われるかもしれない「日本」の刻印を、文化的アイデンティティとして刻みたいという思いが強い。「あるかもしれない」時を求めて、日本人親の文化的アイデンティティの確認作業として、子どもたちの日本語のリテンション、食文化のリテンションが行われているとも考えられる。本来ならば、二重国籍は容認されるべきだという前提のもとに、現行法の国籍選択は子どもにまかせるという。「カナダ人として育つ」であろうことを前提に、親の片方が日本人であるというアイデンティティを失ってほしくない、つまり、「下手をすると失いかねない」という焦燥感を共有できる保護者同士が情報を交換しながら、日本人としてのエスニック・アイデンティティの継承に努力をしているといえるであろう。

被調査者の中には、日本語補習校やセンターという教育機関に頼ることなく、家庭の中での

日本語教育にのみ専念している母親もいる。国際結婚家庭でも、日本語補習校の保護者からの語りにおいて「ここに来ることができない人たち」とカテゴリー化される、子どもたちを日本語・日本文化リテンションのための教育機関に通わせていない日本人保護者も多数いることが予想される。日本語補習校や日本語センターに通わせているグループが被調査者の大半を占め、どちらにも通わせていないグループに属しているのは、1名であったので、後者の研究の必要性があるが、そのような被調査者にアクセスすることが難しいという調査上の困難を抱える。日本語の教育機関に積極的に通わせようという意識の高いグループに被調査者が集中しているためか、子どもに与える教育の結果がどのような効果をもたらすかをよく考えている親が多かった。

エスニック・リテンションを強める効果の一つとして、「2. 4. 3. 多様な文化的背景をもつ子どもたち—複合的な準拠枠と主体的判断」で示したように、CCKの存在があげられる。これは、多様なCCKが周囲に多ければ多いほど、さらに、多様なCCKとのネットワークを持っている親であればあるほど、複合的な準拠枠がエスニック・リテンションへの志向性を高めているのではないか、という仮説がたてられる。海外で日本人女性による国際結婚家庭が増加している現状を考えるならば、ますます、日本語・日本文化を継承するための学校が、日本語補習校の本来の目的とは異なるかたちで必要とされる可能性が高いということでもある。

## V. 結論「あるかもしれない」時を求めて—

日本人女性のカナダへの新移民の特徴として、カナダの市民権や国籍をとることは重要ではないと意識されていることも本研究で明らかとなった。移民の「二流市民化」という議論は、日本で学ぶことはほとんどない。ましてや、投票率が、半分にも満たない日本では、日本人そのものが「二流市民化」しているという意識すらないともいえる。国際結婚家庭における日本人母親自身は、日本国籍を捨てようとはしていない。しかし、カナダに骨を埋める覚悟はある。家族と同じ墓に入ることを希望する人、死ぬ5年前ぐらいにカナダに帰化したいと希望する人、何かが起こって夫がなくなっても、子どもが小さいうちはカナダに留まり続けるであろうとする母親など、日本に帰りたいとは強くは表明されることはなかった。帰るとしたら、夫と一緒にではなく「子どもが（日本へ）行くというなら、ついていく」という。

子どもや夫が将来、日本で職をえるチャンスが「あるかもしれない」。その時のために子どもたちの日本語を磨き、エスニック・アイデンティティを維持させようと努める。1985年の国籍法・戸籍法改正は、日本人女性から生まれた子どもにも日本国籍選択の可能性を広げたが、男女雇用機会均等法以前のコーホートでも、均等法後のコーホートでも、基本的に子どもの国籍に関する意識に大きな変化は見られなかった。つまり、海外で国際結婚をした日本人女性は、日本語・日本文化というエスニック・アイデンティティの継承には熱心であるが、子どもの国籍選択については「子どもにまかせる」のであって、日本国籍の選択につながるから、エス

ニック文化の継承を行っているのではない。

なぜ、日本人女性配偶者にとって日本は短期的に帰るところであり、積極的に「帰りたい」祖国ではないのであろうか。コバヤシが指摘したように、ジェンダーの<切り抜け>としての移民が増加しているなら、帰国は日本人女性として再ジェンダー化されなければならないことを意味する。しかし、彼女たちの結婚移民のパターンの大半は、日本でも同じジェンダー化された家族形成であることが多い。

少数ながら、カナダでキャリアを継続しながら家族形成をしている女性もいる。日本において、そのキャリアを生かせる仕事につくチャンスがあるかどうかは、その仕事が専門性をもち越境的性格のものかによる。日本で出産・育児で離職した女性の、再就職が難しいように、キャリア継続をしていない被調査者のほうが多数を占める現状では、再カルチャー・ショックと、キャリア・ショックと再ジェンダー化を同時に受けなければならない。

キャリアの継続をするかしないかにかかわらず、または日本国内在住・海外在住にかかわらず、日本人女性にとって日本は「再チャレンジしにくい国」である。しかし、自らの日本国籍をカナダ国籍へ変更することはしない。なぜなら、市民権・永住権を得ることと日本国籍であることの違いは「選挙権があるかどうか」でしかないと認識されているからだ。そこは、日本という経済大国第二位の国の出身の女性であるという自負がみられる。それは他のアジアからの女性移民との比較において語られた。カナダ国籍取得にこだわらないのは日本国籍への強い執着があるからではない。むしろ、彼女たちが重視していることは、「日本人としての文化的アイデンティティは保持していきたい」ということであり、その大切なエスニック・アイデンティティを子どもにも継承して欲しいと願っているのではないか。それゆえに、息子や娘に文化的アイデンティティの保持は強く意識しても、国籍については、子どもたちの日本国籍を死守するという意識はない。もちろん、カナダ、日本どちらの国籍があっても当然であるという前提ではあるが、子どもたちは「カナダ人として生きる」のである。

1990年の入管法改正において、日系の「血」を日本政府は利用した。また、「日本人の配偶者等」のビザには、日本人と結婚した外国人配偶者とその子どもが含まれる。つまり、子どもたちは日本の国籍を選択しなくても、日本人親が日本国籍を捨てない限り「日本人の配偶者等」のビザにより、入国でき、就労もできる。「あるかもしれない」時のためにカナダ国籍を捨ててまで日本国籍を死守する積極的理由はない。日本人親が日本国籍を放棄し、カナダ国籍を取得することは「あるかもしれない」時の可能性を縮めることになりかねない。日本人親の日本国籍保持は「何かがあった」時の保険であり「あるかもしれない」時の可能性を担保している。

日本国内の特に公立学校における外国籍児童数は、帰国子女として日本へ帰ってくる数よりも約7倍となっている。日本人を親のどちらかにもつ国際結婚の子どもは外国籍児童とはカウントされないであろうことを考えると、ますます日本国内の公教育におけるCCKの数は無視できないものとなっている。

日本政府が、海外で日本人女性が産んだ子どもたちにも「帰国子女」と同様な別枠のスポン

サー制度を新設する可能性もわずかながら残されている。なぜなら、少子高齢化社会において海外で日本語の教育を受けている彼らの存在は、日本語を最初から教えなければならない子どもたちを受け入れるより、コストが安くつくからだ。子どもたちが日本へ帰れば、日本人の母親も「帰りたい」という気持ちがある。しかしながら、日本人母親にとって「再チャレンジしにくい日本」において、その子どもたちがチャレンジできる場所が日本にあるのであろうか。

CCKであれ、日本人の子どもたちであれ、グローバルな移動を前提とした「市民力」の養成は誰が、どう行うのか。国民教育ではなく、グローバルな公教育のあり方と、取捨選択できる主体的な市民力のあり方への模索の必要性を、カナダ・モントリオールの例は示しているといえよう。

#### 訂正とお詫び 1

本稿の前編執筆後、前編の抜刷と後半原稿を被調査者（連絡先を教えていただいた方）に2006年12月に郵送したところ、Kさんより「修正お願いの件」と事実認識の誤りを電子メールでご指摘を受けた。謝罪し、ここに訂正をしたい。拙稿『『あるかもしれない』時を求めて—カナダ・モントリオール在住国際結婚のケース・スタディ（前編）』『現代社会研究』Vol. 9（2006）の107頁、Ⅲ．インタビュー調査の第2段落の4行目に「30代なかば」と記述したが、109頁の2段落の2行目にあるように、「30歳代前半」が正しいので、訂正をしたい。さらに、同頁「夫が日本へは行かせてくれないのだという」（同段落8行目）という記述が、「このままの文では、夫がコントロールフリークかのように見えてしまう」という誤解を招きかねないとのことであった。筆者としては、Kさんの夫の親族のエピソードから、カナダにおけるフランス語の維持のほうにウェイトがあり、親族の意向を、Kさんが汲み取っている様子が続けて書いたものであり、夫が支配的であるという印象を与えようという意図はなかったことも明記しておきたい。またKさんは、「息子が6歳までの間にすでに4回も1ヶ月ほど日本へ帰国」しており、息子とは「必ず日本語で話しかけている」のであり、「強く日本語をとという姿勢はあまり感じられなかった」という筆者の感想に対して「残念である」と感想を伝えてこられたことも、付記しておく。

#### 訂正とお詫び 2

拙稿前編論文116頁の「2. 3. 2. 日本人父親」においてYさんの出生年を1950年と書いたが、1954年生まれが正しい。再度確認を行ったところ、長男は1996年生まれ、次男は2001年生まれで前編論文の通り。パートナーであるアイルランド系カナダ人女性は1965年生まれである。

## 参考文献

## 和文

- 安倍晋三 (2006) 『美しい国へ』 文春新書
- 伊藤るり (1996) 「もう一つの国際労働力移動—再生産労働の越国境的移転と日本の女性移住者」 243-271  
伊豫谷登士翁、杉原達編著『日本社会と移民 講座外国人定住問題 第1巻』明石書店
- 市川力 (2004) 『英語を子どもに教えるな』中公新書ラクレ
- 伊豫谷登士翁編 (2001) 伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店
- 植木武、村上征勝、岸野洋久 (1991) 「新国籍法下における国際児の意識調査—1次調査を終えて—」『共立女子多短期大学生活科学紀要』34、131-146
- 江川英文、山田鎌一、早田芳郎 (1997) 『国籍法第3版』有斐閣
- 小ヶ谷千穂著 (2001) 「国際労働移動とジェンダー—アジアにおける移住家事労働者の組織活動をめぐって—」 121-147 梶田孝道編著『講座・社会変動 第7巻 国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房
- 奥田安弘 (1996) 『家族と国籍 国際化の進むなかで (補訂版)』有斐閣
- 奥田安弘 (2004) 『国籍法と国際親子法』有斐閣
- 嘉納もも (2003) 「多文化家庭におけるエスニック文化の継承：カナダ・トロント市の5つのケースから」 87-106 『多言語多文化研究』第9巻
- 嘉納もも、嘉本伊都子 (2006) 「トロント日系コミュニティにおけるエスニック文化継承：『池端ナーサリー』の位置づけ」 109-123 『現代社会研究』(京都女子大学現代社会学部紀要) 8
- 嘉本伊都子 (2001) 『国際結婚の誕生—〈文明国日本〉への道』新曜社
- 嘉本伊都子 (2006) 「国際結婚と戦後日本社会」 184-203、加茂直樹、小波秀雄、初瀬龍平編著『現代社会論—当面する課題—』世界思想社
- 嘉本伊都子 (2006) 『『あるかもしれない』時を求めて—カナダ・モンリオール在住国際結婚のケース・スタディ (前編)』『現代社会研究』9、93-119
- グッドマン、ロジャー (1992) 『帰国子女—新しい特権層の出現』岩波書店
- グッドマン、ロジャー (2003) 『『帰国子女』論争—過去40年間の概観』 206-223 岩崎信彦、ケリ・ピーチ、宮島喬、ロジャー・グッドマン、油井清光編『海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂
- 久場嬉子 (1994) 「移民と女性労働」 201-223 森田桐郎編著『国際労働移動と外国人労働者』同文館
- 国際結婚を考える会 (1991) 『二重国籍』時事通信社
- コバヤシ、オードリー (2003) 山本祥子訳「ジェンダー問題〈切り抜け〉としての移民—日本人女性のカナダ新移住—」 224-238 岩崎信彦、ケリ・ピーチ、宮島喬、ロジャー・グッドマン、油井清光編『海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂
- 佐藤郡衛 (2001) 『国際理解教育 多文化共生社会の学校づくり』明石書店
- 実方正雄 (1932) 「婚姻と妻の国籍 (一)」『法學協會雑誌』49-8
- 実方正雄 (1932) 「婚姻と妻の国籍 (二)」『法學協會雑誌』49-9
- 実方正雄 (1932) 「婚姻と妻の国籍 (三)」『法學協會雑誌』50-5
- 鈴木一代 (1992) 「国際家族に異文化適応・文化的アイデンティティに関する研究方法についての一考察」『東和大学紀要』18、99-112
- 鈴木一代 (1993) 「国際児の文化的アイデンティティ形成についての事例的研究」『東和大学紀要』19、123-136
- 鈴木一代 (1994) 「国際家族の子どもの教育についての考え方」『東和大学紀要』20、183-194
- 鈴木一代 (1995) 「国際家族の子どもの教育についての考え方—父親の場合について—」『東和大学紀要』21、183-198
- 鈴木一代 (1996) 「日本—インドネシア国際児の日本語習得と言語・文化的環境についての一考察」『東和大学紀要』22、127-139
- 鈴木一代 (1997) 「日系インドネシア人の文化・言語習得—居住地との関連性について—」『東和大学紀要』23、115-130

- 鈴木一代 (1998) 「国際児の学校選択と言語習得—日本—インドネシア国際家族、ドイツ語圏—インドネシア国際家族、英語圏—インドネシア国際家族の比較」『東和大学紀要』24、209-222
- 鈴木一代 (1999) 「国際児の文化的アイデンティティ—多文化環境のなかでの発達」『東和大学紀要』25、205-213
- 鈴木一代 (2000) 「国際結婚女性の再社会化についての研究—バリ島の日本人、ドイツ語圏出身者、英語圏出身者」『東和大学紀要』26、189-198
- 鈴木一代 (2001) 「日本—インドネシア国際児の言語・文化習得についての一考察」『埼玉学園大学紀要』1、人間学部編、1-11
- 鈴木一代 (2003) 「国際結婚者の国籍変更と文化的アイデンティティ」『埼玉学園大学紀要』3、人間学部編、1-12
- 鈴木一代 (2004) 「国際児の文化的アイデンティティ形成をめぐる研究の課題」『埼玉学園大学紀要』4、人間学部編、15-24、
- 鈴木一代 (2004) 「特定課題研究・『国際児』の文化的アイデンティティ形成—インドネシアの日系国際児の事例を中心に (特集 越境のもたらすもの)」『異文化間教育』19、42-53
- スタブス幸枝 (1986) 「娘とは日本語で」176-181 国際結婚を考える会『素顔の国際結婚』ジャパントイムズ
- スタブス幸枝 (1990) 「乗り越えることのできない言葉のちがひ」126-131 国際結婚を考える会『楽しくやろう国際結婚』明石書店
- 関口知子 (2003) 『在日日系ブラジル人の子どもたち 異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成』明石書店
- 関陽子 (2001) 『国際結婚《危険な話し》』洋泉社
- 竹田美知 (2004) 「国際結婚から生まれた子どもの国籍選択とその影響要因—国際結婚を考える会の場合—」『日本家政学会誌』3-12
- 竹ノ下弘久 (2003) 「『国際結婚』家族におけるジェンダーとエスニシティの二重の非対称性—育児とサポートネットワークに注目して」『家族研究年報』2-13
- 溜池良夫 (1952) 「妻の国籍について」『法学論叢』(京都大学) 58-1、41-69
- 夏目幸子 (2005) 『日仏カップル事情—日本女性はなぜモテる?』光文社
- 二宮正人 (1983) 『国籍法における男女平等：比較法的一考察』有斐閣
- 法務省入国管理局 (2005) 『出入国管理平成17年度版』
- マーフィ重松ステーブ (2002) 『アメラジアンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』集英社新書
- ミース、マリア 奥田暁子訳 (1986=1997) 『国際分業と女性 進行する主婦化』日本経済評論社
- 宮島喬 (1999) 『文化と不平等』有斐閣
- 文部科学省編 (2006) 『文部科学白書 (平成17年度)』
- 山本雅代 (1991) 『バイリンガル (2言語使用者)』、大修館書店 (初版1991、再版1999)
- 山本雅代 (1999) 『バイリンガルの世界』、大修館書店
- 山本雅代 (2003) 『バイリンガルはどのようにして言語を習得するのか』、明石書店
- ルナン、エルネスト、鶴飼哲訳「国民とは何か」(1882年の講演) 42-64、ルナン、エルネスト他著 (1997) 『国民とは何か』河出書房新社

## 英文

- Cottrell, Ann Baker (2002) "Educational and Occupation Choices of American Adult Third Culture Kids" 229-253 In Ender, Morten G. (Ed) *Military Brats and Other Global Nomads*, Praeger: London
- Goodman, Roger (2003) "The changing perception and status Japan's returnee children" In Goodman, Roger, Peach, Ceri, Takenaka, Ayumi, and White, Paul (Ed) *Global Japan: The Experience of Japan's New Immigrant and Overseas Communities*, Routledge Curzon
- Kano Podolsky, Momo (2004) "Cross-cultural upbringing: A comparison of the "Third Culture Kids" framework and Kaigai/Kikoku-shijo studies" 67-78 『現代社会研究』(京都女子大学現代社会学部紀要) 6

- Kingston, Jeff (2004) *Japan's Quiet Transformation: Social Change and Civil Society in the Twenty-first Century*, Routledge Curzon
- Kobayashi, Audery (2002) "Migration as a Negotiation of Gender: Recent Japanese Immigrant Women in Canada." 205–220 In Hirabayashi, A. Kimura–Yano, and J.A. Hirabayashi (Eds.), *New Worlds, New Lives: Globalization and People of Japanese Descent in the Americas and From Latin America in Japan* (Asian America), Stanford. Stanford University Press.
- Pollock, David and Van Reken, Ruth (1999) *The Third Culture Kid Experience: Growing Up Among Worlds*. Maine: Intercultural Press.
- Sekiguchi, Tomoko (2002) "Nikkei Brazilians in Japan: The Ideology and symbolic context faced by children of this new ethnic minority." 197–222 In Donahue, R.T. (Ed), *Exploring Japaneseness: On Japanese Enactments of Culture and Consciousness*. Westport: Ablex
- Ruth Van Reken & Paulette Bethel (2006) "Third Culture Kids: Prototypes for Understanding Other Cross Cultural Kids." *Intercultural Management Quarterly* 6 (3) p 3.